障害がある方への
合理的配慮は義務です

令和３年６月、事業者による障害のある方への合理的配慮を義務とする改正障害者差別解消法が公布され、令和６年４月から施行されました。

Key Word
合理的配慮

【参考】内閣府リーフレット
「令和6年4月１日から合理的配慮の提供が義務化されます」

障害のある人が障害のない人と同じようにサービスなどを受けるために、
それぞれの障害の特性に合わせて必要な配慮や工夫のこと。

例えば…
- 聴覚障害のあるお客さまと筆談でやりとりをする。
- 高いところに陳列された商品を取って渡す。

さいたま市から事業者の皆様へのご提案

1．出前講座「ノーマライゼーションってなに？」を受講しませんか

「合理的配慮ってどんなこと？」「これって障害者差別？」
出前講座では、こういったお悩みを解消できます。市役所職員からご説明するだけでなく、障害のある方やそのご家族、支援者等からもお話することができます。
また、事業者の皆様からお話を伺い、一緒に対応を考えていくことができます。

●詳しくはこちらから
（https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/001/007/p121987.html）

2．合理的配慮の提供に必要な費用の一部を補助します

飲食店、小売店、医療機関、公衆浴場、理美容室など、障害のある人もない人も利用する事業者において、合理的配慮を簡単に提供できるようにするために必要な物品等の費用を補助します。
【利用の例】筆談ボード、簡易スロープの購入費用、点字メニューなどの作成費
※不特定多数の利用者利用者に共通して使用される設備などは、対象となりません。
（例：タブレット、店舗設備等の更新）
※補助金の受給には、出前講座「ノーマライゼーションってなに？」の受講が必要です。

●詳しくはこちらから
（https://www.city.saitama.jp/002/003/004/001/003/p065939.html）

＜お問合せ先＞
さいたま市福祉局障害福祉部障害政策課
ノーマライゼーション推進係
電話：048−829-1306　　FAX：048−829-1981
E-mail：shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市ノーマライゼーション条例
PRキャラクター　ノーマくん